

幅広い補償で、建物、家財、什器、備品を手厚くサポート

新総合火災共済

損害額を
全額補償!

わかりやすい
共済金のお支払い

火災だけではない
幅広い補償パターン



岩手県火災共済協同組合

新総合火災共済

専用住宅・併用住宅が補償対象

「建物」・「家財」そして特約で「^{じゅう}営業用什器・備品等」も共済の対象となります。



ご契約時の共済金額を限度に

損害額を全額補償! (水災を除く)

従来の火災共済では、「時価額」の契約が主体となっていましたが、新総合火災共済では「再調達価額」として損害額が全額補償され、損害額の再取得が自己資金なしで可能となりました。

建物については、「評価済共済」として、事故発生時には建物の再評価を行うことなく、全損の場合は協定再調達価額をお支払いし、分損の場合は再調達価額ベースによる損害額をお支払いすることになります。なお、家財については、再評価を行ない損害額をお支払いします。

このパンフレットお読みになる前に

押さえておきたい「共済用語」

【被共済者】 ひきようさいしゃ

事故が発生した場合に損害を被られた方、すなわち共済契約によって共済の補償を受けられる方をいいます。

【再調達価額】 さいちようたつかがく

損害が生じた地および時において共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

【共済の対象】 きょうさいのたいしやう

共済をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に共済金額を設定してご契約をする必要があります。例えば、建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

【時価額】 じかがく

共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

【自己負担額】 じこふたんがく

共済金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者または被共済者が自己負担するものとして設定する額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を共済金としてお支払いします。

【共済金】 きょうさいきん

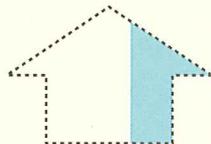
損害共済金、臨時費用共済金、地震火災費用共済金、残存物取片づけ費用共済金または水道管修理費用共済金をいいます。

わかりやすい共済金のお支払い



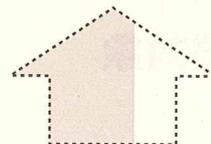
損害額

−



自己負担額

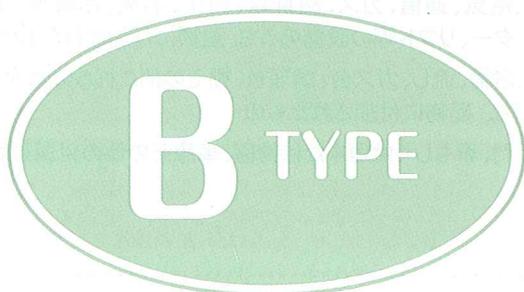
=



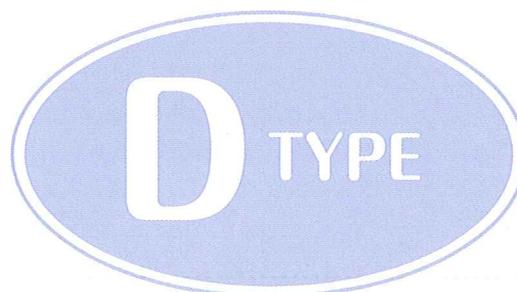
損害共済金

新総合火災共済では、契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行った上でその範囲内で 共済金額を設定して契約するため、共済金額を限度に損害額から自己負担額（風災・^{ひょう}雹災・雪災のみ）を差し引いた額の全額をお支払いします。

「建物」・「家財」を火災だけではなく「もしもの災害」から守る2つのプラン



風、^{ひょう}雹、雪の災害にも安心の補償



洪水などの水災にも備えた安心補償

※上記のB、Dの補償の記述はあくまで概要です。詳しい補償についてはP5をご覧ください。 ※上記タイプの他にAタイプ・Cタイプもございます。

【敷地内】しきちない

特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

【支払責任額】しはらいせきにんかく

他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。

【通知義務】つうちぎむ

ご契約以降に、ご契約内容に変更が生じた場合に、共済契約者または被共済者が組合に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。例えば、住居を店舗に改装した場合などが該当します。

【評価済共済】ひょうかすみきょうさい

建物について、共済契約の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額を基準として、組合と共済契約者との間で定めた金額（ご契約金額）をいいます。

【協定再調達価額】きょうていさいちようたつかがく

建物について、共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、組合と共済契約者または被共済者との間で評価し、協定した額で、共済契約証書に記載した額をいいます。

【告知事項】こくちじこう

危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって組合が告知を求めたものをいいます。（注）
（注）他の共済契約等に関する事項を含みます。

新総合火災共済のお引受けにあたって

1. 補償対象

居住用の建物

専用住宅建物または併用住宅建物をいいます。

※併用住宅であれば、店舗・事務所等も引受対象とすることができます。

2. 共済の対象および 共済の対象の範囲

共済の対象

建物

共済の対象の範囲

- 「1つの建物」を全体の共済の対象とします。
- 以下のものは「建物」と所有者が同じ場合は、建物に含まれます。

ア. 畳、建具その他これらに類するもの

イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち、建物に付加されたもの

ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち、建物に付加されたもの

エ. 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

3. 共済の支払および 共済金額の設定方法

「新価・実損払」のみの引受けです。

- ・建物: 評価済共済となり、事故時に再評価を行わない。
- ・家財: 評価済共済とならず、事故時に再評価を行います。

それぞれの共済金の支払に応じて、
共済金額の設定方法は次の通りです。

共済金の支払

新価実損払

共済金額の設定

■「建物」の場合

- ①「建物」の新価(再調達価額)基準の評価額を算出した上で共済契約者または被共済者と協定し、「協定再調達価額」を定めます。
- ②「協定再調達価額」の範囲内で、任意に「建物」の共済金額を設定します。

ポイント

- 「建物」については、「評価済共済」となり、事故時に再評価を行いません。

住居内に收容される家財一式

共済の対象

家財

共済の対象の範囲

- 「1つの建物」内に收容される家財一式(物置等の付属建物内の收容家財を含みます。)を共済の対象とします。
- 宝石・貴金属・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書類の明記物件は、共済契約証書に明記して家財に含めます。

※「建物」と「家財」の所有者が異なり、「家財」の所有者と「建物」のア.からウ.までのもので、被共済者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。

※家財一式には、自動車、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等は含まれません。ただし、通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等は、盗難の場合のみ補償の対象とします。

共済金の支払

新価実損払

共済金額の設定

■「家財」の場合

- ①「家財一式」の新価(再調達価額)基準の評価額を算出します。
- ②「明記物件」を共済の対象に含めない場合は、新価基準の評価額で共済金額を設定します。
- ③「明記物件」を共済の対象に含める場合は、その時価基準の評価額を算出します。
- ④「明記物件」を共済の対象に含める場合は、家財一式の新価基準の評価額と明記物件の時価基準の評価額で共済金額を設定します。ただし、明記物件の時価基準の評価額を下回る共済金額の設定はできません。

ポイント

- 「家財」については、事故時に再評価を行います。

営業用什器・備品等[特約]

※併用住宅建物内の営業用什器・備品等も、特約により補償の対象とすることが可能です。

共済の対象

営業用什器・備品等

共済の対象の範囲

- 共済の対象となる建物の用途が「併用住宅」の場合にかぎり、共済の対象とします。

※併用住宅建物内の営業用什器・備品等を、特約により補償の対象にできます。

※商品・製品等、機械・設備等は、引受対象外です。

共済金の支払

新価実損払

共済金額の設定

■「営業用什器・備品等」損害特約をセットした場合

- ①新価(再調達価額)基準の評価額は範囲内で100万円～1,000万円の間で、100万円単位で設定します。

ポイント

- 「営業用什器・備品等」については、事故時に再評価を行います。
- 新価(再調達価額)基準の評価額が1,000万円を超える場合は、お引受けできません。

新総合火災共済の補償パターンについて

損害共済金の補償内容

(お客様のニーズに合わせた契約プランを設定しました)



① 火災

火災による損害を補償します。



② 落雷

落雷による建物、ガラス、テレビなどの損害を補償します。



③ 破裂・爆発

ボイラの破裂やプロパンの爆発などによる損害を補償します。



④ 風災・^{ひょう}雹災・^{なだれ}雪災

台風・旋風・暴風などの風災、^{ひょう}雹災または豪雪・^{なだれ}雪崩などの雪災による損害を補償します。



⑤ 水災※1

台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災による損害を補償します。



⑥ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突

航空機の墜落や付属品の落下、車両の飛び込みなどの損害を補償します。



⑦ 水濡れ※2

給排水設備の事故または他の戸室の事故による水濡れの損害を補償します。



⑧ ^{じょう}騒擾・集団行動などに伴う暴力行為

デモや集団行動などに伴う暴力行為による損害を補償します。



⑨ 盗難※3

盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。

※1 次のいずれかの場合に補償します。

(ア) 建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けた場合、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けた場合

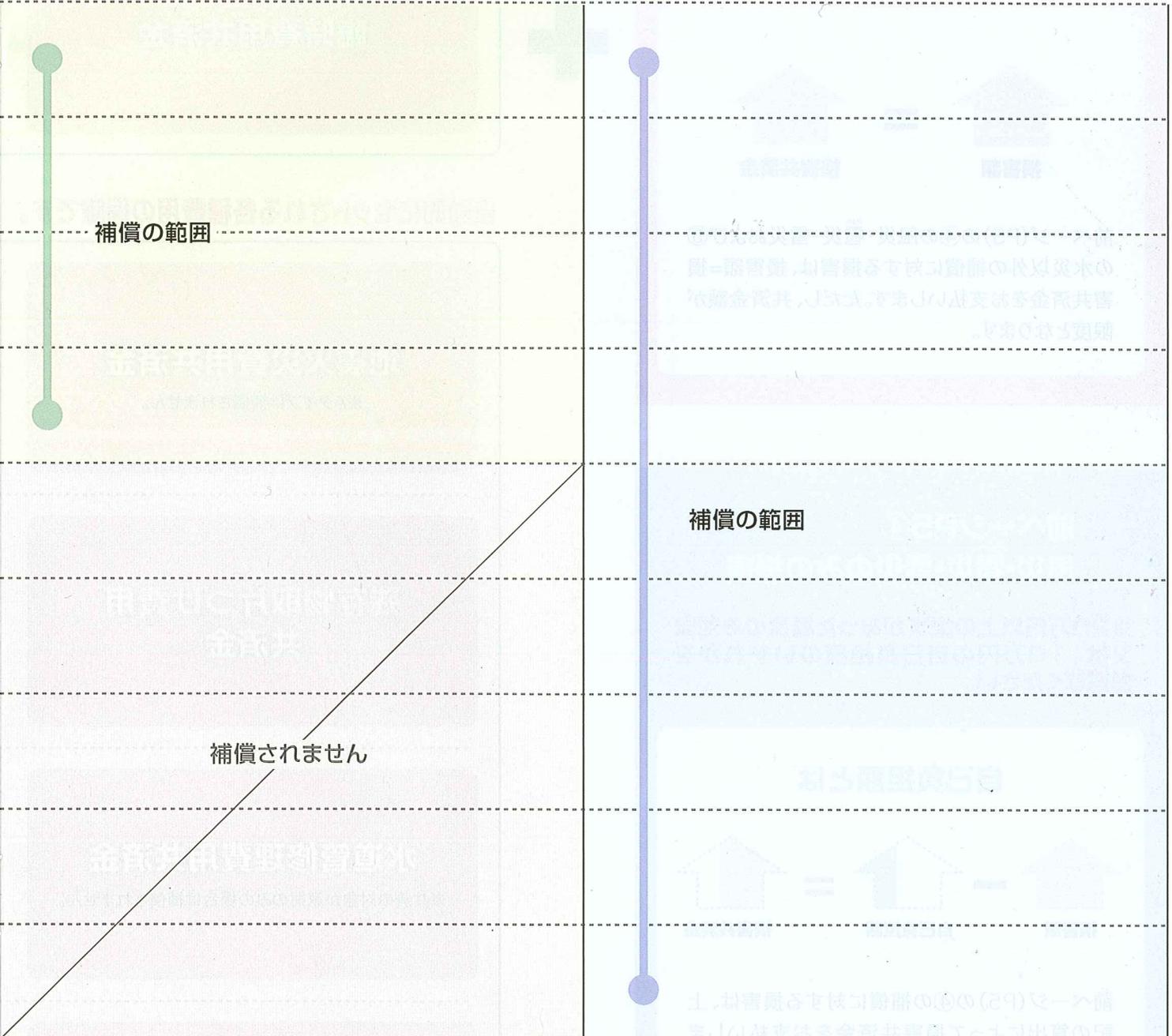
(イ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害を受けた場合

※2 次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水、または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって共済の対象が損害を受けた場合。ただし、④風災・^{ひょう}雹災・^{なだれ}雪災または⑤水災の事故による損害を除きます。

(ア) 給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。
(イ) 被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故

B TYPE

D TYPE



※この他にAタイプ・Cタイプがございます。詳しくは当組合までお問合せください。

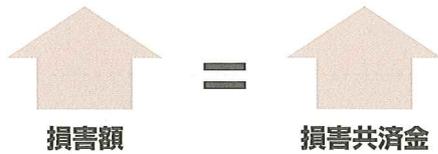
- ※3 次のいずれかの場合に補償します。
- (ア) 建物の盗取・汚損・損傷(建物を対象とした場合)
 - (イ) 家財の盗取・汚損・損傷(家財を対象とした場合)
 - (ウ) 現金・預貯金証書等の盗難(家財を対象とした場合)

新総合火災共済の費用共済金の補償内容

損害共済金

前ページP5④

風災・雹災・雪災以外の損害



前ページ(P5)の④の風災・雹災・雪災および⑤の水災以外の補償に対する損害は、損害額=損害共済金をお支払いします。ただし、共済金額が限度となります。

前ページP5④

風災・雹災・雪災のみの損害

※20万円以上の損害があった場合のみ対象
又は、10万円の自己負担額のいずれかをお選びください。

自己負担額とは



前ページ(P5)の④の補償に対する損害は、上記の算出によって損害共済金をお支払いします。ただし、共済金額が限度となります。

※詳しくは、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

任意に選ぶことができます。

臨時費用共済金

自動的にセットされる各種費用の保障です。

地震火災費用共済金

※Aタイプは補償されません。

残存物取片づけ費用
共済金

水道管修理費用共済金

※共済の対象が家財のみの場合は補償されません。

損害防止費用

事故発生時の義務違反、義務の履行をしなかった場合、組合は組合が被った損害の額を差し引いて共済金をお支払いします。

費用共済金

共済金をお支払いする場合

事故に遭われた被共済者の方の仮住い費用、住居移転費、出火の際の近隣者へのお見舞い費用など損害共済金で補償されない出費に充てることのできる臨時費用共済金をお支払いします。



お支払いする共済金

損害共済金にプラスしてお支払いします。

損害共済金×10%
限度額100万円

or

臨時費用
共済金なし

共済金をお支払いする場合

地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により建物が半焼以上^(※1)家財が全焼^(※2)となった場合にお支払いします。



※1 建物の主要構造部の火災による損害が当該建物の協定再調達価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した床面積その建物の延べ床面積の20%以上となったとき
※2 家財の火災による損害額がその家財の再調達価額の80%以上となったとき

お支払いする共済金

- 共済金額の5%
(1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度)
- 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

損害共済金をお支払いする場合においてそれぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生し、実際にかかった費用をお支払いします。



実費(損害共済金の10%限度)

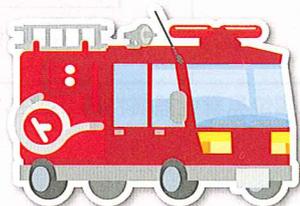
(共済の対象が建物の場合)

専用水道管が凍結により損壊した場合に、これを修理する場合の費用をお支払いします。(パッキングのみに生じた損害は含みません。)ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道管にかかわる修理費用に対して水道管修理費用共済金はお支払いしません。



実費
(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円限度)

火災、落雷、破裂・爆発の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。



- 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - 消火活動に使用したことにより損傷した物^(注)の修理費用または再取得費用
 - 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- (注) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

新総合火災共済の補償内容に関する特約の種類

種類	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金
<p>地震見舞金補償特約</p>	<p>①地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出によって、主契約の共済の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合</p> <p>②地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が使用不能に至った場合</p> <p>③地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合</p>	<p>a.建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全損の場合(建物の主要構造部の損害が共済価額の50%以上および焼失または流出した床面積が70%以上) 地震見舞金特約共済金額の100% ●半損の場合(建物の主要構造部の損害が共済価額の20%以上50%未満および焼失または流出した床面積が20%以上70%未満) 地震見舞金特約共済金額の50% ●一部損の場合(建物の主要構造部の損害が共済価額の3%以上20%未満および水災で、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水) 地震見舞金特約共済金額の5% <p>b.家財</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全損の場合 (家財の損害が共済価額の80%以上) 地震見舞金特約共済金額の100% ●半損の場合 (家財の損害が共済価額の30%以上80%未満) 地震見舞金特約共済金額の50% ●一部損の場合 (家財の損害が共済価額の10%以上30%未満) 地震見舞金特約共済金額の5% <p>ただし、主契約の共済金額の10%以内とし、1敷地内の限度額を100万円とします。</p>
<p>営業用什器・備品等損害特約</p>	<p>建物に収容される、被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、損害が生じた場合</p> <p>※共済の対象となる建物の用途が併用住宅の場合に限ります。</p> <p>※主契約が建物のみ、家財一式のみ、建物および家財一式のいずれかの場合に付帯できます。</p> <p>※補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細については取扱代理所または当組合にお問い合わせください。</p>	<p>a.水災の場合 (床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害を受けた場合)</p> <p>共済金額 × 支払割合(5%) = 損害共済金</p> <p>※1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または損害額のいずれか低い額が限度</p> <p>b.盗難の場合</p> <p>損害額</p> <p>※1回の事故につき、1敷地内ごとに通貨は20万円、明記物件は1個または1組ごとに、100万円または損害額のいずれか低い額が限度</p> <p>c. 上記a、b 以外の場合</p> <p>損害額</p> <p>※風災・雹災・雪災は自己負担額が差し引かれます。</p>

※この他に類焼見舞金補償特約もございます。詳しくは当組合までお問合せください。

損害共済金をお支払いする場合

補償の種類	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金						
①火災	火災、落雷、破裂または爆発によって共済の対象が損害を受けた場合	【建物】 A. 組合が共済金を支払うべき損害の額は、下表のとおりとします。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>損害の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A) 建物を復旧できない場合</td> <td>協定再調達価額</td> </tr> <tr> <td>(B) (A)以外の場合</td> <td>建物の協定再調達価額を限度として、次の算式により算出された額。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 復旧費用 - 復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 </div> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	損害の額	(A) 建物を復旧できない場合	協定再調達価額	(B) (A)以外の場合	建物の協定再調達価額を限度として、次の算式により算出された額。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 復旧費用 - 復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 </div>
区分			損害の額					
(A) 建物を復旧できない場合			協定再調達価額					
(B) (A)以外の場合	建物の協定再調達価額を限度として、次の算式により算出された額。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 復旧費用 - 復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 </div>							
②落雷								
③破裂・爆発								
④風災(注1) 雹災 雪災(注2)	風災(注1) 雹災または雪災(注2)によって共済の対象が損害(注3)を受けた場合 (注1) 台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注2) 豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。 (注3) 雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災、雹災または雪災によって直接破損したために生じた場合にかぎります。							
⑤水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって共済の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する損害を受けた場合 (ア) 建物が共済の対象である場合は協定再調達価額の、家財が共済の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ) 共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注4)を被った結果、共済の対象に損害が生じた場合 (A) 建物が共済の対象の場合 a 協定再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合 b 協定再調達価額の15%未満の損害が生じた場合 (B) 家財が共済の対象の場合 a 再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合 b 再調達価額の15%未満の損害が生じた場合 (注4) 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたぎの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。							
⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって共済の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④風災、雹災、雪災もしくは⑤水災の事故による損害を除きます。							
⑦水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって共済の対象が損害を受けた場合。ただし、④風災・雹災・雪災もしくは⑤水災の事故による損害を除きます。 (ア) 給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (イ) 被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故							
⑧騒擾	騒擾および、これに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって共済の対象が損害を受けた場合							
⑨盗難	盗難によって共済の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された共済の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は損害の額に含まれます。							
⑩通貨、預貯金証書等の盗難	家財が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の(ウ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された共済の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、その再調達価額を限度とします。 (ア) 共済契約者または被共済者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届けをしたこと。 (イ) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (ウ) 共済契約者または被共済者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届けを提出したこと。							
		B. 組合が支払う損害共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、建物の共済金額を限度とします。 $\text{損害の額} - \text{共済契約証書記載の自己負担額} = \text{損害共済金}$ C. 建物のみが共済の対象である場合は、⑩通貨、預貯金証書等の盗難は補償されません。 【家財】 A. 組合が共済金を支払うべき損害の額は、下記によって定めます。 (A) 家財の再調達価額を限度として、次の算式により算出した額とします。 $\text{復旧費用} - \text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$ (B) ⑨および⑩に規定する盗難によって生じた損害については、再調達価額によって定めます。ただし、印紙および切手の損害の額については、その料額によって定めます。 (C) (A)および(B)にかかわらず、明記物件の場合は、その時価額によって定めます。 B. 組合が支払う損害共済金の額は、下記によって定めます。 (A) 家財の共済金額を限度として、次の算式により算出した額とします。 $\text{損害の額} - \text{共済契約証書記載の自己負担額} = \text{損害共済金}$ (B) (A)の算式において、明記物件の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。 (C) 通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害の額を支払います。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の共済金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額	通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額
事故の種類	限度額							
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円							
預貯金証書の盗難	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額							
		【建物および家財共通】 上記建物(B)、家財(B)の規定にかかわらず⑤水災の場合に、組合が支払う損害共済金の額は、次の算式により算出した額とします。 (A) (ア)の場合 $\text{損害の額(注5)} \times \text{支払割合(70\%)} = \text{損害共済金}$ ただし、損害共済金として支払う額は、1回の事故につき建物の共済金額を限度とします。 (B) (イ)の(A)および(B)のaの場合 $\text{共済金額} \times \text{支払割合(10\%)} = \text{損害共済金}$ ただし、損害共済金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 (C) (イ)の(A)および(B)のbの場合 $\text{共済金額} \times \text{支払割合(5\%)} = \text{損害共済金}$ ただし、損害共済金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または損害の額(注5)のいずれか低い額を限度とします。 (注5) 復旧費用から、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を控除した額。ただし、その再調達価額を限度とします。						

共済金をお支払いできない主な場合等

次の1.から7.までのいずれかに該当する事由によって生じた損害
または費用に対しては、共済金をお支払いしません。

1. 共済契約者、被共済者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
2. 被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その物^(注2)またはその者^(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
3. 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
4. 共済の対象である家財の置き忘れまたは紛失
5. 共済の対象である家財が共済契約証書記載の建物(共済の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
6. 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故
7. 損害共済金をお支払いする場合の①から⑧までの事故または地震火災費用共済金を支払う事故の際における共済の対象の盗難

次の1.から3.までのいずれかに該当する事由によって生じた損害
または費用^(注3)に対しては、共済金をお支払いしません。

ただし、次の2.に該当する場合であっても地震火災費用共済金については、共済金をお支払いします。

1. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
2. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
3. 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 共済契約者、被共済者

共済契約者または被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者(被共済者でない共済金を受け取るべき者)

被共済者でない共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 1.から3.までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用

1.から3.までの事由によって発生した損害共済金を支払う場合および費用共済金を支払う場合の事故が延焼または拡大して生じた損害または費用、および発生原因がいかなる場合でも損害共済金を支払う場合および費用共済金を支払う場合の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質^(注4)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

※その他にも共済金をお支払いできない場合がありますので、詳細につきましては、約款および特約をご参照ください。

岩手県火災共済協同組合

〒020-0884 盛岡市神明町5-5

TEL 019-654-2551 FAX 019-625-0116

取扱代理所

久慈商工会議所

*当組合と全日本火災共済協同連合会が共同して共済契約をお引受けいたします。

*共済契約の締結に際しては、ご提供頂く氏名・住所・電話番号などの個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を厳守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

*このパンフレットは新総合火災共済の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」、「重要事項説明書」をご覧ください。

*不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。